



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	フランス憲法院による法律の憲法適合的解釈に関する一考察 (3)
Author(s)	辻, 信幸
Description	論説
Citation	北大法学論集, 58(6), 93-109
Issue Date	2008-03-31
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/32573
Type	departmental bulletin paper
File Information	vol58-6_p93-109.pdf



フランス憲法院による 法律の憲法適合的解釈に関する一考察(三)

辻 信 幸

はじめに

第一章 日本とフランスにおける従来の議論

第一節 日本における従来の議論

第一項 日本における憲法院研究

第二項 大河原良夫による議論

第三項 蛭原健介による議論

(以上五八卷二号)

第二節 フランスにおける従来からの議論

第三節 フランスにおける解釈留保の起源と、フランス公法雑誌(R.D.P.)における憲法院判決の扱われ方

第四節 小括―初期のフランスでの議論と、日本における議論との関係

(以上五八卷三号)

第二章 憲法院による解釈留保付き諸判決

第一節 助走期―一九七〇年代までの諸判決

(以上本号)

第三章 現在の議論―留保の三分類論と、単一性質論

第四章 フランス憲法院判決における解釈留保の意義

第五章 日本の最高裁判決において用いられた合憲限定解釈の再評価

結びにかえて

第二章 憲法院による解釈留保付き諸判決

本章は、憲法院が下した解釈留保付き判決を網羅的にとりあげる。その目的は大きく三つある。ひとつは、どういった条項に対してどのような留保が付されたのかを概観することで、憲法院が用いている解釈留保付き判決にはどのような

なタイプがあるのかを、整理し検討するための材料を確認することである。これにより、後の判例の分析に備えることが、本章の主たる目的である。第二は、憲法院の判決の中で、解釈留保付き判決がどのような発展を遂げてきたのかを見ることである。解釈留保付き判決は、憲法院の活動の発展に歩調を合わせるかのように、質、量ともに発展してきている。その傾向をつかみとるためには、時系列的に判決を眺めるのが適当である。そして最後に、上の二つとはやや異なるが、資料的なものとして、従来日本において総合的な検討がなされてきたとはいいたい、憲法院の解釈留保付き判決を紹介することである。

ところで、憲法院の判決において解釈留保が法律に対して初めて付されたのは、一九六八年のことである。憲法院が実際に活動を始めたのが一九五九年のことであり、議院規則については、同年に下された、全体でも二番目のD.C.判決の中で解釈留保の手法が用いられていたことは、先に述べたとおりである。なお、憲法院が法律を審査した初めての判決は、一九六〇年一月一日の組織法律に対する判決で、五番目のD.C.判決であった。⁽²⁰⁵⁾

本章では、憲法院の活動開始以降、二〇〇二年五月の、第三次コアピタシオン終了までに下されたすべてのD.C.判決のうち、法律を扱ったものを対象とし、解釈留保が付された事例を紹介する。その際便宜上、一九七〇年代までの諸判決（第一節）、一九八〇年代の諸判決（第二節）、一九九〇年以降の諸判決（第三節）の三つに区切ってみることにする。⁽²⁰⁶⁾ これら三つの期間はそれぞれ、⁽²⁰⁷⁾ 解釈留保の手法にとつての助走期、開花期、定着期とも呼ぶべきものである。

それでは以下に、判決を見ることにするが、ここでは、初めに留保付き判決の通し番号、以下、タイトルとして、判決番号、判決年月日、法律の区分及び名称（通称がある場合にはそれを記したものもある）、付託者の順に示したうえで、判決の関係する部分を抜き出している。また、必要に応じて、若干のコメントを付している。⁽²⁰⁸⁾

なお本号では、与えられた紙幅の都合上、第一節のみを取り扱うこととする。

第一節 助走期―一九七〇年代までの諸判決

憲法院は、その活動開始から一九七九年末までに、法律に対して七件の解釈留保付き判決を下している。そのすべてが通常法律に対するものである。

ところでこの時期は、その途中で、一九七四年の憲法改正による付託権者の拡大という重要な変化があった。この憲法改正は憲法院の判決の絶対数の増加にも寄与しているが、解釈留保についてみても、憲法院が最初に判決を下した一九五九年から一九七四年までの一六年間で、解釈留保付き判決が一件しかないのに対して、一九七五年から一九七九年までの五年間で、六件の解釈留保付き判決が下されているという変化があったことを指摘できる。なおこの間の法律に対するD.C.判決数は、一九七四年末までで三〇件、一九七五年から一九七九年末までで五〇件となっており、判決数は二倍にもなっていないのに、解釈留保が付された判決の数は六倍に膨れ上がっているとみることができる。しかも解釈留保が付された判決はいずれも、この拡大された付託権を利用したもので、代議士団による付託が四件、元老院議員団による付託が一件、両者が付託したものが一件となっている。これは、審査対象の法律に着目するというならば、従来仮にその合憲性に何らかの疑いがあっても付託されなかった法律が、議員団によって付託されるようになったことを示しているといえよう。また、憲法院の立場に着目するならば、付託権者の拡大と、その結果としての付託数の増大により、多くの判決を下さねばならなくなったが、さりとてその活動が突出するわけにはいかないという微妙な状況下で、解釈留保という穏当な手段に頼ったのではないかと推測することもできる。

判決数の増加の傾向から、この一九七〇年代までの時期は、一九七四年の憲法改正を境として、さらに二つに分けることができる。その前半は解釈留保、そして憲法院の活動自体にとっても、走り始めのいわば模索の時期であり、そし

て後半は、八〇年代の活動の活発化に向けた、歩みは遅いけれども助走の始まりの時期と評価しうるだろう。それでもあえてここにひとまとめとするのは、判決の絶対数が少ないということもあるが、一九八〇年代に入ってから解留保が、その質の面からも量の面からも大きな変化を見せており、その変化と比べれば、この年代までをひとくくりするのが妥当と考えたからである。

この時代の解留保付き判決では、一判決の中で解留保が付される数もひとつ程度と非常に少なく、また、判決自体もまだ簡潔なものが多くところに特徴がある。また、最初の判決において解留保付き判決であることが判決主文において言及されたが、それはあとに続く判決に必ずしも継承されなかった。この主文での言及にばらつきがあるということも、特徴のひとつにあげてよいだろう。

1 CC 68 – 35 D C 判決…1968年1月30日…通常法律（地方直接税の課税の基礎になる評価に関する法律）…首相

法律に対する最初の解留保付き判決である。本件で問題となった法律の第二条は、「命令の次元のいかなる措置も、地方公共団体の財源の減少を導きえない。」と定めていた。これに対し憲法院は、次のように判断した。

①憲法第三四条が、あらゆる性格の租税の基礎、税率および徴収の態様に関係する規範を定めることを法律の分野の中に位置付けているとしても、この権限の適用は、命令権による憲法第三七条一項に由来する権限による行使を妨げない。

②議会によって採択され、そのテキストが、審署の前に憲法院の審査に服している本法律案の第二条は、いかなる命令措置も、地方団体の税源の削減を導きえないと定めていた。その地方団体の税源の削減が、法律の形式をとる措

置を適用するために、憲法第三四条によって法律の分野に属する分野の中に介入しうる命令的性格の条項を対象とする限りで、この記述は立法者の権限に属する。しかし反対に、この記述が、憲法第三七条一項によって命令権に留保された分野における、通常は命令権に属する権力の行使を妨げる余地がある限りで、それは、法律と命令のそれぞれの領域に関する憲法上の条項を誤解しているものである。

③本法第二二条が定めている非常に一般的な文言を理由として、その条項は、憲法院にとって、その射程を明らかにするように促している。

④このテキストによって対象とされた命令の次元の措置は、議会によって採択された法律の中で予定され、一定の直接地方税の基礎に役立つ評価に関する命令にもつぱら適用されるものとしてみなされなければならない。この限界を考慮すると、上述の第二二条は憲法に適合すると宣言される。

このように判断することで、命令権に対する侵害がないことを明らかにした。

憲法院はさらに、判決主文の第一条の中で、本法は「命令の次元のいかなる措置も、地方公共団体の財源の減少を導きえないことを目指している第二二条の文言が、財源の削減を導き得ないものである限りで、上述の法律のテキストの中で予定されたそれに限定的に適用される」と述べ、留保の内容について言及した。本判決は、法律を審査対象としたD.C.判決主文において、解釈留保の存在に言及した最初の例である。⁽²⁰⁸⁾⁽²¹⁰⁾

2 C.C.76 — 67 D.C.判決…1976年7月15日…通常法律(公務員の一般的地位に関する59 — 244 オルドナンスを修正する法律)
…代議士団

一九七四年の憲法改正によって拡大された付託権者によって付託された事案に解釈留保が付された最初の事案である。本件で問題となった法律は公務員の採用に関する条項を含んでいたが、その第二条及び第三条は、次のように定めていた。

第二条 五九―二四四オールドナンス第一九条は、以下の条項に置き換えられる。

第一九条 職業への試験のすべての場合において、試験官は受験者の個人調書への参照によって、その評価を補完することができる。

第三条 五九―二四四オールドナンス第二八条は、以下の条項に置き換えられる。

第二八条 それらのデクレは、審査あるいは競争試験の答案のほかに、試験官に対して、受験生の個人調書への参照によってその評価を補完する可能性を与えることができる。

すなわち、採用試験に際して、個人調書を参照することを認める規定が設けられた。これに対し憲法院は、次のように判断した。

①もし、憲法院の審査に従った法律の第二条と三条によってそれらのオールドナンスに与えられた新たな条文において、一九五九年二月四日五九―二四四オールドナンスの新一九条と新二八条とが、試験官に対して、彼らの評価を個人調書への参照によって補完する可能性を定めていたとしても、試験官がそれに頼ることを決めたときには、このような参照はすべての受験者の書類に義務的にもたらされなければならないということは、これらの条文のテキストそのもの

に由来する。したがって、これらの条項は、公務員の取り扱いの平等原則を侵害しない。

③公務員の一般的地位に関する五九―二四四オールドナンス第一三条により、当事者の政治的、哲学的、宗教的意見を考慮するいかなる言及も、公務員個人調書には示しえない。したがって、本法によって試験官に開放された、個人調書を参照する権限は、人権宣言六条を誤解する効果を持ちえない。

このように判断することで、個人調書を参照する際には、対象者全員の調書を参照する必要があること、さらに、個人調書に記入される内容には限界があることを明らかにしている。なお本判決では、主文における解釈留保への言及はない。⁽²¹⁾

3 CC 76―70 DC 判決…1976年12月2日…通常法律（労災予防の展開に関する法律）…代議士団

本件で問題となった法律の第九条は、労働法典第四部第二編に、第二六三―二二一条として、「刑法第三一九条と三二〇条で定められている条件における死亡あるいは負傷を引き起こした違反、あるいは、三ヶ月以上の個人の労働の完全な無能力を導かない故意によらない負傷、障害、あるいは死亡が被用者によって引き起こされた場合、裁判所は、事実の状況と、当事者の労働条件とを考慮して、宣言された罰金の支払いと、裁判費用の支払いの一部または全部が、雇用者の負担になると判決することができる。」と付け加えることを定めていた。これに対し憲法院は、次のように判断した。

②雇用者が罰金と裁判費用の全部または一部の支払いを負担するところに導くこれらの条項は、共和国の諸法律に

よって認められた諸原則（P.F.R.L.R.）⁽²¹⁾に由来する防禦権を尊重するという留保の下で、いかなる憲法の条項も、その他のいかなる憲法的価値の原則をも侵害しない。

このように判断することで、防禦権を尊重するよう求めている。

なお本判決は、その主文第一条において、「上で述べた留保の下で」本法は憲法に違反しないと述べ、解釈留保の存在を明らかにしている。

4 CC 77 – 83 DC 判決・1977年7月20日・通常法律（一九六一年補正予算法律における、公務員の義務の修正）…代議士団

本件で問題となった法律は単一条からなり、一九六一年法律第四条の二項と三項の間に、公務員がその勤務時間の一部または全部において仕事をすることを控えた場合と、法律やレグルマンによって、その職に結びついている職務の義務の全部または一部を執行しない場合には、職務がなされなかったこととみなす旨の規定を追加することを定めていた。これに対して憲法院は、公務員の一般的な地位に関する一九五九年二月四日オルドナンスが、その第二条で、「公務員は、なされた職務に応じて、月給からなる報酬を受け取る権利を有する」と定め、また、一九六一年七月二九日の法律が、その第四条で、「なされた職務の欠如は、本法によって定められた条件の下で、月給の保留を引き起こす」と定めていたところから、第一理由付けで、月給の保留は、公的会計規則に属する措置の性格を有し、なされた職務の観念に結びついたものであることが明らかであるとした。その上で、問題の条文について、次のように判断した。

③これら二つの理由―いずれにしても役務の不執行と表現されうるものである、労働時間、あるいは役務の義務の欠如―のいずれも、月給の保留に、懲戒罰の性格を与える効果を持ちえない。なぜなら、このような不執行の確認は、懲戒手続きの中で行われるような、公務員個人の行動へのいかなる評価をも含んではならないからである。結局、とりわけ役務の義務に関する場合において、その不執行は、公務員個人の行為への評価をもたらし必要なしに、具体的に証明されうるほど十分に明らかであることが必要である。個別の適用措置において参照されねばならないこの条件と、公務員が通常の訴訟をなしうるという条件を尊重するという条件の下で、月給に対する保留は、会計上の射程の措置にとどまり、それゆえ、防禦権の原則の適用領域の外にある。

このように判断することで、月給の保留措置が、あくまでも財務会計上の行為に過ぎず、懲戒としての性格を持たないこと、したがって防禦権の問題は生じないことを明らかにした。なお本件判決主文は、単一条の条文が審査対象であったにもかかわらず、解釈留保の存在について言及していない。

5 CC 77―87 DC 判決・1977年11月23日・通常法律(71―400法律によって修正された、教育の自由に関する59―1557法律を補完する法律)・・元老院議員団

本判決は、参照条文に複数の法律をあげているが、参照条文に憲法、59―2 オルドナンス、58―1067 オルドナンス以外の法令を明示的にあげている判決としては、最初の留保付き判決である。法律の憲法適合性を審査するにもかかわらず、審査に際して法律などを参照条文にあげるのは興味深いことである。そしてこれ以降、参照条文としてあげられるもの数は次第に増加していくことになる。

本件で問題となった法律の第一条は、教育の自由に関する一九五九年二月三―五日五九―一五五七法律第四条二項について、「協同契約⁽²³⁾は、（私立）学校施設のクラスの一部または全部に対してもたらされう。同契約の対象となったクラスにおいて、教師は、公教育の一般的な規範と教育プログラムにしたがって教育する。教育は、私学の指導者の申し出により、公教育の教師（の職）にであれ、契約により国家に結びついた私立学校の教師（の職）にであれ、委ねられる。そのような私学との契約下にある教師は、本法第一条で定められている、私学の固有の性格を尊重することが強く望まれる。」と改めることを定めていた。

これに対して憲法院は、契約によって国家と結びついた私学の固有の性格を尊重することは、P.F.R.L.R.である教育の自由の原則を適用することではないこと、一七八九年人權宣言第一〇条⁽²⁴⁾と一九四六年憲法前文の規定より、良心の自由もP.F.R.L.R.であることを示したうえで、次のように判断した。

⑥憲法院の審査に服している本条項により一九五九年法律に新たに付け加えられる第四条第二項の条文と、もともとある同法律の第一条の規定を結びつけると、教師に課されることになる、学校の固有の性格を尊重する義務は、たとえそれが教師にとって自制義務（*devoir de réserve*）になるとしても、教師の良心の自由の侵害を許しているものと解釈されえない。

このように判断することで、私学の教育の自由と教師の良心の自由との対立を調整し、教師の良心の自由の侵害は認められないことを明らかにしている。⁽²⁵⁾これは要するに、学校の固有の性格を尊重する義務は、教師自らの意見や信念を放棄するよう求めるものではないということである。

6 CC 77—92 DC 判決…1978年1月18日…通常法律（給与の月給化と、労働協約に関する法律）…代議士団

本法で問題となった法律の第一条第三項は、「コンセイユ・デタのデクレは、必要に応じて、前項の適用方法と、とりわけ本条の条項に違反したときのサンクシヨンについて、そして同様に本法の付属協定第七条に言及されている再検診 (contre-visite) の形式と条件も定める。」と定めていた。この委任の是非が問題となった。憲法院は第四理由付けの中で、次のように判断した。

④それが予定する場合において、医師の再診察を受けさせる権限を予定することで、ここで問題となっている法律の付属協約第七条は、賃労働者が、病気になるいは事故によって労働できない場合において法律によって予定された利益の享受を主張しうるかどうかを確認するために、その労働者の健康状態について、問診するという原則を定めている。この条項は、労働の権利の基本原則と関係するものであり、したがって、憲法第三四条により、立法者の権限に属する。コンセイユ・デタのデクレに、この再診察のやり方や条件の決定を委ねることで、本法第一条は、その原則を变质しない限りで命令の領域に属するものである、労働権に関する基本原則を適用するところに命令権を閉じこめている。

このように判断することで、命令権の行使のありように制限を加えた。

7 CC 79—105 DC 判決…1979年7月25日…通常法律（計画的な労働停止の場合における、ラジオ・テレビ公役務の継続性に関する条項を修正する法律）…元老院議員団、代議士団

本法は単一条からなり、一九七四年八月七日のラジオ・テレビ放送に関する七四―六九六法律第二六条二項として、「ラジオとテレビの局名の発信、再送信そして放送は、当該役務またはその任を負う番組制作公社および放送公施設法人の職員によって確保されなければならない。コンセイユ・デタのデクレは、この条項の適用方法を定める。そのデクレはとりわけ、この任務の執行に厳格に不可欠な役務または職員の範疇を定め、番組制作公社および放送公施設法人の総裁と会長は、この職員を徴用する（requérir）⁽²⁷⁾ことがで⁽²⁸⁾やる。」と定めるものであった。

これについて憲法院は、ストライキ権は憲法的価値の原則であるが、それは限界付けられたものであり、その内容を示すことは立法者に委ねられていること、とりわけ公役務に関してストライキ権を認めることは、ストライキ権と同様に憲法的価値を有する原則である公役務の継続性を確保するという観点から、ストライキ権に必要な限界をもたらずという立法者の権利を妨げる効果を持ちえないと判断し、公役務のストライキ権について制約の可能性を認めたいうえで、次のように判断した。

④本法単一条第二項において、上で言及された番組製作公社と放送公施設法人の使命を執行するために、その協力が不可欠なものである範疇の従業員に対して、必要があれば差し向けられる召集を問題とするとき、立法者が“requérir”（徴用する）という言葉を用いたとしても、議会での議論と、そこで文化通信大臣によってなされた宣言によれば、この言葉を用いることで、この法律が財と役務の徴用に関する一九五九年一月六日オルドナンスやその他の徴用権に関するテキストに由来するような徴用権に準拠していないことは、明らかである。本条第二項はそれゆえ、この事実により、憲法不適合ではありえない。

憲法院はこのように判断することで、“requerir”という言葉が、徴用権を意味するものではないことを明らかにした。なお本判決は、解釈留保付き判決の中では初めて、立法過程における議論を参照した例である。

以上が一九七〇年代までに憲法院によって下された解釈留保付き判決である。こうして並べてみると、すでに述べたことであるが、一九七四年の憲法改正を境にして、解釈留保付き判決が急増していることが明らかである。また、主文における解釈留保への言及の有無、判決の体裁といったことがまだ定まっていなかったこともよくわかる。一般に、解釈留保付き判決は一九八〇年代以降に一般化したといわれることが多いが、上で見たように、一九七〇年代後半からその流れは始まっていたといえる。また、一九七〇年代最後の判決となった7事件で、解釈留保を基礎付けるものとして、立法過程における議会での議論が参照されたことは、指摘に値することであろう。

次節では、一九八〇年代における解釈留保付き判決を概観する。多くのバラエティーに富んだ判決が下されているが、一九八〇年代全体を通してみると、政権交代等を経て、解釈留保付き判決が一般化していく流れを見ることができよう。

(205) CC60-6DC, 1960. 1. 15.

(206) ファヴォールーは一九八九年のR.D.P.誌上において、判例憲法と題して、過去三〇年間の憲法院判決の動向について検討している。それによれば、憲法院の活動は一九五九―一九七一年までの第一期、一九七一―一九八〇年までの第二期、一九八〇年以降の第三期に分けることができる。このうち第一期は、憲法院の基礎作りの時期であり、憲法の条項に基いて組織法律をはじめて違憲とするなどした。第二期は、結社の自由判決以後であり、起爆剤となる時代とされ、これは、一九七四年憲法改正によって加速された。第三期は、質・量ともに重要な判決が多く、とりわけ理由付けの量が増大して

いる。このようにファヴォールは見ている。確かに結社の自由判決は非常に重要な判決であり、それを契機として憲法院の活動が活発化していったことは間違いない。ただ一九八九年でなく現時点で憲法院の判決を振り返るときに、活動開始から一九七一年までと、残りの一九七〇年代を分けるのは、それ以後下された膨大な数の判決を考えたときに、少々煩瑣な感じがする。そこで、ファヴォールのいう第一期と第二期にはば相当するものを一まとめとし、広く憲法院の活動全体から見た助走期と位置付け、また、違憲判決ではなく解釈留保の手法の観点から見ても、一九七四年の憲法改正を境にそれを前期と後期に分けるのが適当であると考えた。Louis Favoreu, LE DROIT CONSTITUTIONNEL JURISPRUDENTIEL, R.D.P. 1989, p. 399.

(207) 判決の原文については、すでに紹介した憲法院のホームページを利用するのが簡便である。アドレスは <http://www.conseil-constitutionnel.fr/> である。判決の紹介では、いちいちアドレス等を紹介することはしない。このほか、R.D.P.の判決紹介も、特に必要がない限りは言及しない。また、G.D.C.C.については、解釈留保との関係で意味のある記述がなされている場合を中心にとりあげ、例えば、単にそれが平等原則に関する判決であると指摘するにとどまるようなものについては、特にとりあげないこともある。

(208) すでに述べたように、憲法院は事前抽象型の違憲審査を行っているが、憲法院による法律の合憲性審査には、義務的な付託と任意的付託の、大きく二種類がある。義務的付託は、組織法律についてなされるもので、基本的に首相が付託を行っている。任意的付託は、それ以外の法律についてなされるもので、首相、共和国大統領の他、一九七四年の憲法改正後は、六〇名以上の国民議会議員団、同じく六〇名以上の元老院議員団にも付託権が認められている。いずれも、法律が国会で採択された後、大統領によって審書されるまでの間に付託される必要がある。ここでは、一九七四年の憲法改正が憲法院の活動に大きな影響を与えていることを示す意味でも、すべての事件について、付託者をあげることにする。なお、国會議員団による付託については、それぞれ、「代議士団」と「元老院議員団」と略称する。

(209) 本判決については、蛭原健介「解釈留保」『フランスの憲法判例』（信山社、二〇〇二年）四二〇頁以下に紹介がある。また、G.D.C.C.の第一二版でも、その四二頁以下に、解釈留保付き判決であることが指摘されている。

(210) 本文において留保の存在について言及したことの意味については、第一章第二節第一項を参照。

(211) G.D.C.C.第一二版の三五四頁に、行政裁判官は、ここで付されている解釈に従うことしかできない、と指摘されて

いる。また4事件(CC77-83DC)も同様に指摘されている。

- (212) “Principes Fondamentaux Reconus par les Lois de la Republique”の訳である。以後、大文字部分をとって、P.F.R.L.R.と略称する。これは、憲法院が法律の合憲性を審査する際の根拠として時に用いるもので、一九五八年憲法前文が「愛着を厳格に宣言」している一九四六年憲法前文において、「フランス人民は、一七八九年の権利宣言によって確立された人および市民の権利と自由、ならびに、共和国の諸法律によって承認された基本的諸原理を、厳粛に再確認する。」と述べているところに根拠を有する。このP.F.R.L.R.が憲法院判決においてはじめて持ち出されたのは、一九七一年七月一六日(CC71-44DC)判決、いわゆる結社の自由判決であり、その中で、この内容として、結社の自由結成が含まれていると述べられた。その後の憲法院判決の中で、教育の自由などもP.F.R.L.R.であると判断されているが、そういったものがここに含まれるのか、ということは当然問題となる。これについては、少なくとも、第三共和制に制定された法律であって、権利自由を保障しているもので、かつ法改正などによる保障の中断がないものが含まれるということに争いはないが、それ以前、あるいは以降の共和制期の法律はどうか、法律ではなくデクレのようなものはどうか、といった点では争いがある。

- (213) これは *contrat d'association* の訳語である。中村他監訳『フランス法律用語辞典』第二版(三省堂・一九九六年、以下、中村他監訳『用語辞典』と略称する)によると、一九五九年二月三十一日法律(ドウブレ法)により、教育および財政に関する監督を受ける代わりに、私立学校に公権力の財政的援助を与えることができるようになったが、それを行うための契約のひとつ。初等中等、ならびに職業教育を行う私立学校が利用できる契約で、政府が、経常費と教員の賃金を負担する、というものである。

- (214) 何人も、その意見の表明が法律によって定められた公の秩序を乱さない限り、たとえ宗教上のものであっても、その意見について不安を持たれることがあってはならない。なお、訳文は、初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集』(三省堂、二〇〇六年)によった。以後、特に断りのない限り、憲法条文の訳文は同書による。

- (215) 憲法院判決が引用したのは、「すべての段階での無償かつ非宗教的な公教育の組織化は、国の責務である。」と述べている部分である。

- (216) 本判決については、小泉洋一「教育の自由と良心の自由」『フランスの憲法判例』(信山社、二〇〇二年)一四七頁以下

に紹介がある。また、G.D.C.C.でも“GRANDE DÉCISION”（以下、GDとする）25として、第二二版の三四一頁以下に紹介されている。

(217) 山口俊夫編『フランス法辞典』（東京大学出版会、二〇〇二年、以下、山口編『法辞典』と略称する）によると、徴用、徴発とは、公役務の運営または公共の必要のために、補償金を支払って、私人の労務、動産または不動産の使用を行政用または軍用に提供することを私人に強制する手段、である。また、中村他監訳『フランス法律用語辞典』第二版（三省堂・一九九六年）によると、徴用とは、公序が脅かされていると思われるときに行政機関がストライキ中の労働者に発する労働再開命令、である。本件で問題となったのは、本来「行政機関」が主体となっておこなうものである「徴用」が、番組製作公社と放送公施設法人といったところに委ねられ、それによつてストライキ権が制限されることの是非である。

(218) 本判決については、野村敬造「フランス」『比較法研究』四二号（一九八〇年）一八八頁以下に紹介がある。関連条文については、これらの論文の訳を参照した。なお、適宜本稿との用語法の統一などを行っている。また、G.D.C.C.でも、GD 27として、第二二版の三六六頁以下に紹介されている。

〔付記〕

本稿は北海道大学審査博士（法学）学位論文（二〇〇六年九月二五日授与）に補筆したものである。